

Q & A

「後遺障害診断書」の作成依頼には、どう対応したらよいか？

Q. 私は整形外科医です。交通事故に遭った患者さんから、「後遺障害診断書」の作成依頼を受ける際、依頼に応じなければならないのかと疑問を持つ場面があります。そこで、以下について教えてください。

1. 当院の受診歴のない患者から依頼を受けた場合、作成に応じなければならないのでしょうか。
2. 事故から長期にわたり他院で治療を受けていた患者が、直近の1カ月程度だけ当院で治療を受けた後、診断書の作成を依頼してきたような場合、作成に応じなければならないのでしょうか。
3. 医師として、後遺障害はないと評価している症例についても、「後遺障害診断書」の書式での作成に応じなければいけないのでしょうか。
4. かつて当院を受診した患者さんから診断書の作成依頼があったのですが、診察を担当した医師が既に退職している場合、どのように対応すれば良いでしょうか。

A.

1. 受診歴のない患者の診断書作成依頼に応じてはいけません。医師法20条は、「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し……てはならない。」（中略、但書略）とし、違反に対する罰則も定められています。
2. 医師法19条2項は、「診察若しくは検査をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検査書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない」と定め、「診察をした医師」に診断書交付義務があるとされていることから、診察期間が短期間であるといえども、診断書の作成に応じなければなりません。
ただし、診断書の作成に応じなければならないからといって、患者の希望する内容の診断書を作成しなければならないということではありません。診断書は診察の結果、認められた所見およびこれに基づく医師の診断等を記載するものですから、例えば、患者から、患

者の主訴や他院作成の診療情報提供書の内容を診断書に盛り込むよう希望があった場合には、診断書への記載はあなたの病院での診察および検査結果等に基づいて行うことを原則とし、患者の主訴や他院作成の診療情報提供書に基づく記載をするときにはその旨を明示しておくと良いでしょう。

3. まずは、「後遺障害なし」という診断書になるが、それでも良いか?」と確認することが考えられます。このように確認することで作成依頼を取り止める患者もいると想定されますが、「保険会社から主治医に診断書を作成してもらうようにとこの書式が送られてきたから」と、なお作成を依頼する患者も多いと思われます。

ここで、診断書交付義務は、原則として、特定の書式での診断書作成を要求するものではないと考えられます。

もっとも、「後遺障害診断書」は、交通事故に関する損害賠償の検討のために一般的に必要となる所見が漏れなく記載されるよう工夫された書式になっています。したがって、「後遺障害診断書」以外の書式で診断書を作成した場合は、後日、不明点の問い合わせがくる可能性が高まりますから、問い合わせへの回答の手間を考慮すると、はじめから「後遺障害診断書」の書式で診断書を作成しておいても良いように思います。もちろん、「後遺障害診断書」の書式を用いたとしても、後遺障害がない症例についてはそのとおり記載すべきであり、「後遺障害診断書」という文書名だからといって後遺障害があるとの記載をしてはいけません。

4. 改めて患者の診察を行った上で診断書を作成することが考えられますが、現実には、改めて患者の診察を行うことが困難なケースもあるでしょう。そのような場合は、過去のカルテに記載されている所見や診断を診断書に記載し、カルテから引用して作成したものであることを明示すれば問題ないと考えられます。

以上をまとめますと、診断書の作成を依頼された場合、実際に診察して認められた所見や診断を記載した診断書を作成するのが原則的な対応になります。そして、これら以外の情報を診断書に記載する際には、その情報源を明示することが考えられます。

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [診断書の書き方***](#)
- ・ [その 148 診断書作成のコツ**](#)
- ・ [3. 診断書・診療録に関する義務について***](#)
- ・ [交通外傷患者のために知っておきたい社会保障制度**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。